

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第26回）

### 第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

#### 1 日時

平成21年10月7日（水）午後3時30分から午後4時10分まで

#### 2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

#### 3 出席者

（分科会長）池田 修

（委員）井部俊子，岩村修二，上原敏夫，山岸良太

（庶務）江川東京高裁総務課長，米満東京高裁総務課課長補佐，

中沖東京高裁総務課専門官

（説明者）安浪東京高裁事務局長

#### 4 議題

##### （1）報告

ア 前回（第25回）の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

##### （2）協議

ア 平成22年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

イ 平成22年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

##### （3）今後の予定等

#### 5 議事

##### （1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、平成21年下半期の再任候補者に関する情報収集に関し、当地域委員会第1分科会における対象者となっていた再任候補者1人については、7月3日に開催された指名諮問委員会において審議が行われる予定であったが、再任候補者が死去したことにより、審議が行われなかったとの報告がされた。

続いて、9月8日に開催された指名諮問委員会の概要が報告された。

## (2) 協議

ア 平成22年4月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成22年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）3人のうち、1人が当分科会に係るとの説明があった。

協議の結果、弁護士任官候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙1及び別紙2の各書式により裁判所及び検察庁に情報受付の周知を依頼すること、別紙3の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること、別紙4の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し、これにより得られた情報提供者に別紙5の書式により情報提供を依頼することとされた。

なお、弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は、11月6日（金）までとすることとされた。

イ 平成22年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について  
庶務から、平成22年上半期に判事への再任、判事補から判事への任命

を希望する者（以下、「再任候補者」という。）合計190人のうち100人が当委員会関係にあり，そのうち61人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果，再任候補者に関する情報収集については，これまでと同様，別紙6の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また，重点審議者に関する情報収集についても，これまでと同様，同書式により，検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

再任候補者に関する情報の受付期限についても，11月6日（金）までとすることとされた。

なお，委員からは，段階式評価や弁護士会を通しての情報提供書面の中でも，複数集まった情報を見比べてみると，再任候補者の評価の一定の傾向性を把握することもできるので，何らかの工夫ができないか検討をすべきとの意見も出された。これに対して，分会長からは，段階式評価による情報提供書面でも個別の意見が付された部分については，指名諮問委員会へ送付しているとの説明があった。

### （3）今後の予定等

次回は，今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び再任候補者（重点審議者を含む。）に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は，11月17日（火）午後1時30分から，第2中会議室で開催することとされた。

以 上

(別紙 1)

平成 21 年 10 月 × × 日

東京高等裁判所長官 殿	} 《各別に宛先記載》
東京地方裁判所長 殿	
東京家庭裁判所長 殿	
東京高等検察庁検事長 殿	
東京地方検察庁検事正 殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池 田 修

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 22 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (〇〇期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成21年11月6日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

**【担当事件リストを添付】**

(別紙 2)

平成 21 年 10 月 × × 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池 田 修

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 22 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (〇〇期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 21 年 11 月 6 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の

氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

**【担当事件リスト中の係属事件を添付】**

(別紙 3)

平成 21 年 10 月 × × 日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池 田 修

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 22 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついでには、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

○○弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (○○期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 21 年 11 月 6 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参す



る方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒 100-8933 千代田区霞が関 1 - 1 - 4

東京高等裁判所事務局総務課長

**【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を添付】**

(別紙 4)

平成 21 年 10 月 × × 日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿 《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池 田 修

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供に  
ついて (依頼)

この度、貴殿が平成 22 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会において弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数ですが、下記の例に該当するような弁護士 (10 人程度) の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を、10 月 19 日 (月)までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送し (親展表示をする。), 又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者 (パートナー弁護士)
- 3 直近 3 年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことのある弁護士
- 4 直近 3 年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことのある

弁護士

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙 5)

平成 21 年 10 月 × 日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池 田 修

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 22 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

記

1 任官希望者

○○弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (○○期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 21 年 11 月 6 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙 6)

平成 21 年 10 月 × × 日

東京高等検察庁検事長 殿	}	《各別に宛先記載》
〇〇地方検察庁検事正 殿		
〇〇弁護士会会長 殿		

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池 田 修

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成 22 年 2 月から 9 月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成21年11月6日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

## 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第26回）

### 第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

#### 1 日時

平成21年10月7日（水）午前10時10分から午前10時45分まで

#### 2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

#### 3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）河村博，田中由子，松本新太郎

（庶務）江川東京高裁総務課長，米満東京高裁総務課課長補佐，

中沖東京高裁総務課専門官

（説明者）安浪東京高裁事務局長

#### 4 議題

##### （1）報告

ア 前回（第23回）の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

##### （2）協議

平成22年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

##### （3）今後の予定等

#### 5 議事

##### （1）報告

ア 前回（第23回）の議事要旨の確定について

庶務から，前回（第23回）の議事要旨について，委員からの修正意見



等を踏まえて検討し、これを確定させ、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の答申結果等について、庶務から次のとおり報告があった。

昨年12月5日に開催された指名諮問委員会における協議の結果、平成21年上半期の再任（判事任命）候補者168人の内、その後、願を取り下げた2人を除く166人について、162人は指名適当、4人は指名不適当と答申され、平成21年4月期の弁護士任官候補者8人について、6人は指名適当、2人は指名不適当と答申された。また、当分科会関係では、再任（判事任命）候補者2人及び弁護士任官候補者1人が指名不適当とされた。

司法修習生（新第61期）からの新任判事補任官候補者については、任官希望を提出した79人のうち、その後、希望を取り下げた1人を除く、78人について審議が行われ、75人については指名適当と、3人については指名不適当との答申とされた。

なお、昨年12月1日付けで指名諮問委員会から当委員会に対し、修習終了後3年未満の判事補への任官候補者の指名に関する通知が送付された。任官候補者は第1分科会の対象であり、この通知については、特に情報収集を求められなかったことから、当委員会委員長において当分科会での情報収集を行わないことを決定した。12月19日の指名諮問委員会では、判事補として指名することの適否について審議された結果、指名することが適当であるとの答申がされた。

2月20日に開催された指名諮問委員会では、平成21年10月期の弁

護士任官候補者の諮問はされなかった。

平成21年下半期の再任候補者に関する情報収集については、候補者が1人で、かつ、審議の結果、重点審議者としないうことと決定された。

なお、同候補者は、当地域委員会第1分科会における対象者となっており、7月3日に開催された指名諮問委員会において審議が行われる予定であったが、同候補者が死去したことにより、審議が行われなかった。

続いて、9月8日に開催された指名諮問委員会の概要が報告された。

## (2) 協議

協議に際して、庶務から、平成22年4月に弁護士から裁判官へ任官を希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）は3人であったが、当分科会に関係する希望者はなかった旨の説明があった。

平成22年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について、庶務から、平成22年上半期に判事への再任、判事補から判事への任命を希望する者（以下、「再任候補者」という。）合計190人のうち100人が当委員会関係にあり、そのうち39人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別添の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

再任候補者に関する情報の受付期限についても、11月6日（金）までとすることとされた。

## (3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任候補者（重点審議者を含む。）に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は，11月11日（水）午前10時から，第2中会議室で開催することとされた。

以 上

平成21年10月××日

東京高等検察庁検事長 殿  
〇〇地方検察庁検事正 殿  
〇〇弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池田 修

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成22年2月から9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成21年11月6日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

## 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長